

契約保証金の納付等について（委託契約：単年）

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団（以下、「事業団」という。）は、契約の締結にあたり、契約保証金（契約金額（契約金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額。以下同じ。）の10分の1以上の額）を**契約締結の日までに納付**していただくことにしております（契約金額が150万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときを除きます。）。

ただし、事業団会計規則第15条に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除します。

なお、具体的な取扱いはこちらのとおりですが、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」といいます。）にあたっては、**事前に保険会社の審査を必要とします**。したがって、**落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをされたのでは保証等を受けることができない場合がありますので、保証等を予定される場合は、必ず事前のできるだけ早い時期に取扱機関にご相談ください**。

区 分	取 扱	内 容
1 契約保証金の納付	契約担当部署	落札者の方は、契約金額の10分の1以上の契約保証金額を現金持参または銀行振込により納付してください。 また、納付までに契約保証金納付申請書を提出してください。 ・現金持参：契約担当部署 ・銀行振込：振込先は契約保証金納付申請書に記載しています。 なお、振込手数料等は落札者の負担となります。
2 履行保証保険契約の締結	損害保険会社	落札者の方は、損害保険会社が交付した履行保証保険に係る証券を契約担当部署へ持参してください。 ※ 保険契約の締結にあたっての留意事項 ① 保証契約締結日及び証券作成日：落札日から契約締結日までの日とすること。 ② 契約内容：契約名称、履行場所及び契約金額は、契約書に記載された内容と同一とすること。 ③ 保険期間：契約書に記載された契約期間と同一期間とすることとを原則とする。 ④ 保険金額：上記1の契約保証金の額とすること。 ⑤ 被保険者：「公益事業団法人広島原爆被爆者援護事業団 理事長」とすること。 ⑥ 保険契約者：「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。 ⑦ 特約条項：「定額てん補」とすること。
3 契約保証金の免除申請	契約担当部署	落札者の方は、契約保証金免除申請書を契約担当部署へ持参してください。なお、契約保証金免除申請の承認には、次に掲げる条件を全て満たしている必要があります。 ・ 契約を締結しようとする日から過去2年間に国、地方公共団体又はそれらの外郭団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（契約金額の100分の70以上）を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。 ・ 広島市税について滞納がないこと。 ・ 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

※ 本書は契約保証金の納付等について一般的な事項を記載したものです。本書と個別の入札公告等に相違がある場合は、個別の入札公告等が優先します。

契約保証金納付申請書

令和 年 月 日

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団理事長 様

住所(所在地)
商号又は名称
代表者職氏名

(押印不要)

件 名.....

契約期間.....契約締結(承諾)日.....から.....令和.....年.....月.....日.....まで.....

契約金額.....円
(うち、消費税及び地方消費税に係る金額.....円)

上記契約に対する契約保証金として次の金額を納付します。

千	百	十	万	千	百	十	円

納入種別 ☐ 現金 ☐ 銀行振込

- ※ 単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じた得た金額をもって契約金額とします。
- ※ 複数年契約の場合は、年割最高額(1年あたりの金額の最高額)をもって契約金額とします。
- ※ 納付された契約保証金は、業務等の完了後に、受注者の請求により返還します。利子はありません。
- ※ 銀行振込の場合の振込先(振込手数料:受注者負担。)

広島銀行高陽支店 普通預金 1073333
公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団 理事長
ザイ)ヒロシマゲンバクヒバクシャエンゴジギョウダンリジチョウ

出納員

契約保証金返還請求書

令和 年 月 日

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団理事長 様

住所(所在地)
商号又は名称
代表者職氏名

(押印不要)

次のとおり、契約保証金の返還を請求します。

契 約 件 名		
請 求 金 額	円	
契 約 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日	
完 了 年 月 日	令和 年 月 日	
振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	1 普 通 2 当 座
	口座番号	
	口座名義 (カナ)	

契約履行実績による契約保証金の納付の免除について（委託契約）

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請しようとする者は、落札決定後、契約を締結しようとする日までに「契約保証金免除申請書」【別添 1】を契約担当部署等へ提出してください。

なお、契約保証金免除申請の承認には、次に掲げる条件を満たしている必要があります。

- (1) 契約を締結しようとする日から過去 2 年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）又はそれらの外郭団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

⇒「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」【別添 2】参照

- (2) 広島市税について滞納がないこと。

- (3) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

⇒「契約保証金免除申請に係る納税証明書について」【別添 3】参照

※ 契約保証金免除申請の承認には、当事業団による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請すると、当事業団において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、契約担当部署等に申請してください。

※ 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請（契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等）により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、指名停止措置等を行うことがあります。

※ 本書は契約保証金の納付等について一般的な事項を記載したものです。本書と個別の入札公告等に相違がある場合は、個別の入札公告等が優先します。

契約保証金免除申請書【委託契約】

令和 年 月 日

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団理事長 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

（押印不要）

下記により、契約保証金の納付の免除を申請します。

なお、本申請に係る契約保証金の免除が取り消されたときは、直ちに免除された額に相当する契約保証金を納付します。

記

1 契約件名 _____

2 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）又はそれらの外郭団体の契約履行実績

契約の相手方	契 約 件 名	契約金額(円)	契 約 期 間
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで

※ 種類及び規模が同程度の実績で、本免除申請書により契約保証金の納付の免除を申請しようとする契約（以下、「本申請に係る契約」という。）を締結しようとする日から過去2年以内に2件以上あることを要すること。

※ 契約書の写し（契約履行実績の証明に関係しない部分は省略可能。）を添付すること。

3 広島市税について滞納がないこと。 }

※ 納税証明書を添付すること。

4 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

※ 納税証明書を添付すること。

○ 契約履行実績の対象となる契約

契約履行実績の対象となる契約は、次に掲げるいずれかの契約とします。

(1) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を全て満たす、履行期間が12か月以上の複数年契約

- ① 契約を締結した状態にあること。(契約締結日は属していなくてもよい。)
 - ② 履行期間(※1)が12か月以上属していること。(契約書で定める履行期間の終期は属していなくてもよい。)(※2)
- (※1) 契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。(契約期間から履行前期間を除いた期間。)
- (※2) 契約を締結しようとする日までに12か月以上の履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となった場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付(又は契約規則第31条各号(3号を除く。))による契約保証金の納付の免除)を要すること。

(2) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を全て満たす、上記(1)を除く契約

- ① 契約締結日が属していること。
 - ② 契約期間又は履行期間(※1)がすべて属していること。(※2)
- (※1) 契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。(契約期間から履行前期間を除いた期間。)
- (※2) 契約を締結しようとする日までにすべての履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となった場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付(又は当事業団会計規則第15条各号(3号を除く。))による契約保証金の納付の免除)を要すること。

(注1)「国、地方公共団体又はそれらの外郭団体」について

国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)、地方公共団体(地方独立行政法人を含む。))又はそれらの外郭団体とします。

(注2)「種類及び規模をほぼ同じくする」について

○「種類をほぼ同じくする」とは

広島市物品等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第3条(資格の決定等)に係る別表第2中の登録種目と同名又は同種のものとします。

○「規模をほぼ同じくする」とは

契約額(単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額。)の100分の70以上のものをいい、契約方法により次表の区分に従うものとします。

契約方法による区分

			実績の対象とする契約		
			上記(1)の契約		上記(2)の契約
			契約額が総額又は単価表示	契約額が月額表示	
締結しようとする契約	複数年契約	契約が総額又は単価表示	実績の対象とする契約の契約額(※)(複数年契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額)が、締結しようとする契約の契約額(※)(複数年契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数(複数年契約の場合は12か月)を乗じて得た額が、締結しようとする契約の契約額(※)(複数年契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額(※)が、締結しようとする契約の契約額(※)(複数年契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額)の100分の70以上であること。
		契約額が月額表示	実績の対象とする契約の契約額(※)(複数年契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額)が、締結しようとする契約の月額に契約月数(複数年契約の場合は、12か月)を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数(複数年契約の場合は、12か月)を乗じて得た額が、締結しようとする契約の月額に契約月数(複数年契約の場合は、12か月)を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額(※)が、締結しようとする契約の月額に契約月数(複数年契約の場合は、12か月)を乗じて得た額の100分の70以上であること。
	その他の契約		実績の対象とする契約の契約額(※)(複数年契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額)が、締結しようとする契約の契約額(※)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数(複数年契約の場合は、12か月)を乗じて得た額が、締結しようとする契約の契約額(※)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額(※)が、締結しようとする契約の契約額(※)の100分の70以上であること。

※ 単価契約については、契約単価に予定数量を乗じて得た額とする。

契約履行実績の対象となる契約（例）

参考

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(例) 締結しようとする契約				契約の相手方を決定した日(2/28) (3/5)	契約を締結しようとする日(3/5)		
				過去2年以内			
契約履行実績の対象とする契約	複数年契約	(○対象) ●: 契約締結日 (以下同じ。)	(○対象)	(○対象)	(○対象)	(○対象)	(○対象)
	その他の契約	(×対象外)	(○対象)	(○対象)	(○対象)	(○対象)	(○対象)

契約を締結しようとする日から過去2年以内に

① 契約を締結した状態にあること。(契約締結日は属していなくてもよい。)

② 履行期間(契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間(契約期間から履行前期間を除いた期間。))が12か月以上属していること。(契約書で定める履行期間の終期は属していなくてもよい。)

契約を締結しようとする日から過去2年以内に

① 契約締結日が属していること。

② 契約期間又は履行期間(契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間(契約期間から履行前期間を除いた期間。))がすべて属していること。

契約保証金免除申請に係る納税証明書について

(委託契約)

1 広島市税

委託業務において、事業団会計規則第15条第2号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「令和〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない旨。」の記載のある証明書(発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添えて当事業団に提出していただく必要があります。なお、広島市に納税義務がない方は、「納税証明書」にかえて「申立書(契約保証金免除申請用)」を提出してください。

広島市の納税証明書の交付請求について

区 分	内 容
1 納税証明請求先	市税事務所、税務室、出張所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口
2 納税(納付・納入)証明請求書の様式	「納税(納付・納入)証明請求書」を使用してください。 市税事務所、税務室、出張所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口にて用意してあります。(※)
3 記入上の注意	「市税について滞納がない旨」の証明書を請求してください。
4 手数料	1部 350円

※ 納税証明請求書の様式は、広島市のホームページのトップページ (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>) から、「暮らし・手続き」→「税金」→「市税の証明請求等」→「請求書の様式」からダウンロードできます。

2 消費税及び地方消費税

委託業務において、事業団会計規則第15条第2号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)(以下「税務署の納税証明書」といいます。)(発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添えて契約担当課に提出していただく必要があります。(電子納税証明書は不可)

税務署の納税証明書の交付請求について

税務署の納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないこと用)の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求してください。税務署の納税証明書の請求方法等については、

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm> で参照できます。

3 注意事項

- (1) 契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請したのでは、当事業団において実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に当事業団に申請してください。
- (2) 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請(契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等)により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、指名停止措置等を行うことがあります。

(問合せ先)

○ 入札・契約について 入札公告記載の契約担当課

○ 広島市の納税証明書について

・ 広島市の各市税事務所管理係及び税務室

(広島市のホームページのトップページ→「暮らし・手続き」→「暮らしの相談窓口」→「税金についての相談」→「納付についてのお問い合わせ窓口」に連絡先一覧を掲載しています。)

・ 広島市財政局税務部市民税課法人課税係(電話(082)504-2093)

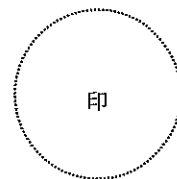
○ 税務署の納税証明書について 各税務署

令和 年 月 日

申 立 書(契約保証金免除申請用)

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団 理事長

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名



私は、契約保証金の納付の免除を申請するにあたり、下記のとおり申し立てます。

記

- 1 広島市内に事業所を有しておりません。
- 2 広島市内に固定資産を有しておりません。
- 3 広島市内に居住する従業員又は広島市内に居住した従業員に係る市民税の特別徴収義務者ではありません。
- 4 その他、広島市に納付すべき確定した徴収金はありません。

※ 広島市に納税義務がない方は、広島市税の納税証明書にかえてこの申立書を提出してください。